



# 山形県公報

平成23年9月20日(火)  
第2279号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ...947
- 県道の供用の開始.....(同) ...948

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限.....同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商業・まちづくり振興課) ...同
- 同.....(同) ...949
- 同.....(同) ...950
- 屋外広告物講習会の実施.....(都市計画課) ...951
- 特定調達契約に係る落札者の公告.....(会計局) ...同
- 同.....(同) ...同

## 告 示

### 山形県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年9月20日から同年10月3日まで縦覧に供する。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 樺長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3476番地1から<br>同 字叶内3095番地まで | 旧    | 85.0メートル<br>} 9.0 | メートル<br>310 |
| 同 上                                      | 新    | 35.4メートル<br>} 9.0 | 同 上         |

**山形県告示第791号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年9月20日から同年10月3日まで縦覧に供する。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3476番地1から  
同 字叶内3095番地まで
- 3 供用開始の期日 平成23年9月20日

**海区漁業調整委員会関係****指 示****山形海区漁業調整委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成23年9月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

平成23年12月1日から平成24年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年1月20日まで縦覧に供する。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ山形北店  
山形市穂積75番の1外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称          | 所 在 地       |
|--------------|-------------|
| (仮称) ニトリ山形北店 | 山形市穂積75番の1外 |

(変更後)

| 名 称           | 所 在 地       |
|---------------|-------------|
| ニ ト リ 山 形 北 店 | 山形市穂積75番の1外 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ コ ン | 山形市穂積75番の1 | 佐 藤 隆 彦 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ コ ン | 山形市大字十文字字天神東770番地 | 佐 藤 隆 彦 |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年9月7日  
(2) 2の(2)に掲げる事項 平成23年6月2日

## 4 届出年月日

平成23年9月7日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年1月20日まで縦覧に供する。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ山形北店  
山形市穂積75番の1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマコン 山形市大字十文字字天神東770番地  
代表取締役 佐藤隆彦

## 3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 2か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

平成23年11月1日

## 5 届出年月日

平成23年9月7日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年1月20日まで縦覧に供する。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ松見町店

山形市松見町21番10号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|-----------------|---------|---------|----------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前10時   | 翌日の午前0時 | 年間90日は開店時刻午前9時 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前9時    | 翌日の午前0時 |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

（変更後） 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

## 4 変更年月日

平成23年9月8日

## 5 届出年月日

平成23年9月7日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年1月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年11月17日（木）午前9時から午後5時まで  
平成23年11月18日（金）午前9時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 山形市あさひ町23番69号 一般社団法人山形県測量設計業協会 2階

2 受講手続

受講申込書を平成23年11月4日（金）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部都市計画課県土づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

3 その他

詳細については、県土整備部都市計画課県土づくり担当 電話023(630)2430に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪ドーザ 4台
- (2) 凍結防止剤散布車 3台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720

3 落札者を決定した日 平成23年7月20日

4 落札者の名称及び所在地

1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。

- (1) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- (2) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号

5 落札金額

1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。

- (1) 41,912,850円
- (2) 45,675,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年6月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車2.6メートル級（村山総合支庁西庁舎納入分） 1台
- (2) ロータリ除雪車2.6メートル級（庄内総合支庁建設部鶴岡分所納入分） 1台
- (3) ロータリ除雪車2.6メートル級（置賜総合支庁西庁舎納入分） 1台

- (4) ロータリ除雪車2.6メートル級（置賜総合支庁本庁舎納入分） 1台
  - (5) ロータリ除雪車2.2メートル級（最上総合支庁納入分） 1台
  - (6) ロータリ除雪車2.2メートル級（村山総合支庁北庁舎納入分） 1台
  - (7) ロータリ除雪車2.2メートル級（村山総合支庁本庁舎納入分） 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720
- 3 落札者を決定した日 平成23年7月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
1の(1)から(7)までごとに次のとおり。
- (1) 株式会社流通団地オリエントオートサービス 山形市流通センター四丁目2番地の1
  - (2) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
  - (3) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
  - (4) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
  - (5) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
  - (6) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
  - (7) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- 5 落札金額  
1の(1)から(7)までごとに次のとおり。
- (1) 31,468,500円
  - (2) 19,719,000円
  - (3) 21,588,000円
  - (4) 19,425,000円
  - (5) 19,792,500円
  - (6) 20,076,000円
  - (7) 20,107,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年6月10日